

令和7年度介護報酬に関する注意事項について

令和6年度広島県集団指導
健康福祉局医療介護基盤課

説明項目

令和6年度までに適用されている届出項目

令和7年度から適用される届出項目

- ・業務継続計画未実施減算
- ・身体拘束廃止未実施減算

生産性向上推進加算のデータ提供

年に一度の確認が必要なもの

- ・事業所規模確認
- ・サービス提供体制強化加算
- ・協力医療機関の届出

年に二度の確認が必要なもの

- ・同一建物減算
- ・特定事業所集中減算

令和6年度までに適用されている減算項目

業務継続計画未実施減算（訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援以外のサービス）※

高齢者虐待防止措置未実施減算（全サービス。ただし福祉用具貸与は3年間の経過措置あり。）※

※居宅療養管理指導、特定福祉用具販売は減算なし

身体拘束廃止未実施減算（平成18年度から施設・居住系サービスに導入済み）

令和7年度以降の項目は次ページから

業務継続計画未実施減算

1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
○	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】
単位数	
<現行> なし	<改定後> 業務継続計画未実施減算 施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設） その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。
算定要件等	
○	以下の基準に適合していない場合（新設） ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
○	1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

(対象)

訪問介護

(介護予防)訪問入浴介護

(介護予防)訪問看護

(介護予防)訪問リハビリテーション

(介護予防)福祉用具貸与

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

夜間対応型訪問介護

(内容)

令和7年4月1日以降、業務継続計画(BCP)が未策定であったり、当該計画に従い必要な措置を講じていない場合、減算の適用となります。

なお、施設サービス等での、感染症防止の指針及び非常災害計画の策定をしている場合に減算を適用しないという規定も令和7年3月末で廃止となりますので、BCPの策定をしていただく必要があります。

身体拘束廃止未実施減算

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<現行>
なし

<改定後>

身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

(対象)

(介護予防)短期入所生活介護

(介護予防)短期入所療養介護

(介護予防)認知症対応型共同生活介護

(介護予防)小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護

特定施設入居者生活介護(外部サービス
利用型・短期利用型)

(内容)

令和7年4月1日以降、左図の要件を実施
できていない場合は減算の適用となります。

生産性向上推進体制加算のデータ提供

3. (2) ③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進②

算定要件等

【生産性向上推進体制加算（Ⅰ）】（新設）

- （Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果（※1）が確認されていること。
 - 見守り機器等のテクノロジー（※2）を複数導入していること。
 - 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
 - 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。
- 注：生産性向上に資する取組を従来より進めている施設等においては、（Ⅱ）のデータによる業務改善の取組による成果と同等以上のデータを示す等の場合には、（Ⅱ）の加算を取得せず、（Ⅰ）の加算を取得することも可能である。

【生産性向上推進体制加算（Ⅱ）】（新設）

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

（対象）

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している事業所

（内容）

毎年度1回、厚労省の「生産性向上推進体制加算実績報告システム」により業務改善の取組による効果を示すデータの提供が
必要です。

令和6年度の報告期限は令和7年3月31日
です。

提出を忘れないように注意してください。

事業所規模確認及びサービス提供体制強化加算

【事業所規模確認】

(対象)

通所介護・通所リハビリテーション

(内容)

「参考様式6 通所介護の算定区分確認表」「参考様式7 通所リハビリテーションの算定区分確認表」の内容を参考に確認してください。

前年度の事業所規模から変更がある場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(以下、体制届という)」及び添付書類を提出してください。

【サービス提供体制強化加算】

(対象)

サービス提供体制強化加算を算定している事業所

(内容)

サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14)の内容を参考に前年度実績を確認し、加算の区分変更がある場合は体制届及び添付書類を提出してください。

それぞれの様式については下記のホームページからダウンロード可能です。

[介護保険各種届出様式集／介護報酬届出書様式 - 介護保険事業者向け情報 | 広島県 \(hiroshima.lg.jp\)](https://www.hiroshima.lg.jp/)

協力医療機関の届出

(対象)

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、(介護予防)認知症対応型共同生活介護

(内容)

令和6年度介護報酬改定等により、協力医療機関との実行性のある連携体制を確保する観点から、年に1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等における対応を確認し、協力医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を指定権者等に届け出ることが義務付けられました。

令和6年度に届出した内容から変更がない場合であっても、令和7年度中に1回の届出が必要です。
(県では、毎年7月1日を提出の締め切りとする予定です。)

申込様式等の詳細については、下記ホームページを参照してください。

[協力医療機関に関する届出書について - 介護保険事業者向け情報 | 広島県 \(hiroshima.lg.jp\)](#)

※(介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護について、協力医療機関を定めていない場合は届出不要。

同一建物減算

(対象)

訪問介護、総合事業(訪問型サービス)

(内容)

令和6年度報酬改定により、訪問介護事業所の同一建物減算について新たな区分が新設され、当該区分に該当する事業所は、12%減算されることとなりました。

「別紙10 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」を参考に確認し、減算に該当する場合は体制届及び添付書類を提出してください。

なお、減算に該当するかの判定期間について、1年間で前期と後期に分けられていることに留意してください。

詳細は、スライド7に記載のホームページから「8 同一建物居住者にサービス提供する場合の減算の取扱いについて」を参照してください。

	判定期間	減算適用期間	提出期限
前期	3月1日～8月31日	10月1日～3月31日	9月15日
後期	9月1日～2月末日	4月1日～9月30日	3月15日

特定事業所集中減算

(対象)

居宅介護支援

(内容)

「正当な理由」なく、当該居宅介護支援事業所において判定期間(前6月間)に作成した居宅サービス計画に位置付けられた「訪問介護」、「通所介護」、「地域密着型通所介護」、「福祉用具貸与」の提供総数のうち、最もその紹介件数の多い法人(以下「紹介率最高法人」という)によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合は減算の対象となります。

この項目に係る様式については県のホームページに掲載しておりませんので、各市町に問合せてください。

振り返り

- ✓ 業務継続計画未実施減算(訪問系サービス)
- ✓ 身体拘束廃止未実施減算(多機能、短期入所系サービス)
- ✓ 生産性向上推進体制加算
- ✓ 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模の確認
- ✓ サービス提供体制強化加算
- ✓ 訪問介護及び総合事業(訪問型サービス)の同一建物減算
- ✓ 協力医療機関に係る届出
- ✓ 居宅介護支援の特定事業所集中減算

それぞれの内容について適切に届出するようにお願いします